

相続対策 ワンポイント・レッスン ～飴と鞭 値下がりすると逆効果～ その13

シリーズで「相続対策 ワンポイント・レッスン」について、解説させていただいています。
第13回目のテーマは、「飴と鞭 値下がりすると逆効果 相続時精算課税贈与財産」について、解説します。

相続時精算課税の制度とは、原則として60歳以上の父母または祖父母などから、18歳以上の子または孫などに対し、財産を贈与した場合において選択できる贈与税の制度です。この制度を選択する場合には、贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までの間に一定の書類を添付した「相続時精算課税選択届出書」を提出する必要があります。

また、特定贈与者である父母または祖父母などが亡くなった時の相続税の計算上、相続財産の価額に相続時精算課税適用財産の贈与時の価額（令和6年1月1日以後の贈与により取得した相続時精算課税適用財産については、贈与を受けた年分ごとに、その相続時精算課税適用財産の贈与時の価額の合計額から相続時精算課税に係る基礎控除額を控除した残額）を加算して相続税額を計算します。

相続時精算課税を活用した贈与によって相続税負担を軽減させようとする場合には、贈与を受けた財産は、特定贈与者の死亡の際には、贈与を受けたときの価額で相続財産に加算して相続税が課税されることとなっていることから、贈与を受けたときから特定贈与者が死亡するまでの間に、大きく値上がりすると予想される財産を贈与することがポイントです。

しかし、相続時精算課税による贈与を受けた財産の価額が、相続時精算課税に係る贈与者の死亡までの間に値下がりした場合には、他の共同相続人の相続税の負担にも影響を与えます。

相続時精算課税によって贈与した財産が、相続開始時に値下がりしていても、贈与を受けた価額によって相続財産に加算されることになるため相続税の総額は高くなり、相続人全員の相続税も連動して増加します。そのため、贈与する財産の選択と贈与のタイミングについては、慎重に検討しなければなりません。

【設例】贈与財産が値下がりしていた場合

1. 被相続人 父（令和6年3月死亡）
2. 相続人 長男・長女
3. 父の相続財産（相続時精算課税による贈与を除く） 2億円
4. 相続時精算課税による贈与 長男へ令和2年に自社株2億円を贈与した
5. 遺産分割 相続財産は長女が全額相続する
6. その他 自社株は父の死亡時には1億円で値下がりしている
7. 相続税の計算

（単位：万円）

	相続時精算課税贈与が行われた場合			相続時精算課税贈与がなかった場合		
	長男	長女	合計	長男	長女	合計
相続財産	0	20,000	20,000	10,000	20,000	30,000
相続時精算課税適用財産	20,000	0	20,000	—	—	—
課税価格	20,000	20,000	40,000	10,000	20,000	30,000
基礎控除額	4,200		4,200	4,200		4,200
課税遺産総額	35,800		35,800	25,800		25,800
相続税の総額	10,920		10,920	6,920		6,920
各人の算出税額	5,460	5,460	10,920	2,307	4,613	6,920
贈与税額控除	△3,500	—	△3,500	—	—	—
納付すべき相続税額	1,960	5,460	7,420	2,307	4,613	6,920
合計（相続税+贈与税）	5,460	5,460	10,920	2,307	4,613	6,920

相続時精算課税によって贈与を受けた財産が値下がりしたことから、贈与をしなかった場合と比較してトータルで相続税は4,000万円重くなってしまいます。さらに、その内訳をみると、長男は税負担が3,153万円（5,460万円－2,307万円）重くなり、相続時精算課税によって贈与を受けていない長女の相続税も847万円重くなってしまいうで、相続人間におけるトラブルが発生することが懸念されます。

そのため、共同相続人にも影響を及ぼすことから相続時精算課税の適用者以外の相続人にも、どのような影響があるのか、簡単なシミュレーションを行い、相続人全員に書面で説明しておくことが重要です。（文責：山本和義）